

告訴状	
平成28年 5月10日	
平成27年 6月 9日	
東京地方検察庁 御中	
告訴人	
〒261-0003	
住所	千葉県美浜区高浜6-18-9
電話	090-4824-7899
職業	合同会社未来 代表
生年月日	昭和24年9月9日生
氏名	長野恭博 印
被告訴人	
警察官と共謀し、虚偽の映像ニュースを制作したニュース制作会社	
警察官と共謀し違法に情報を入手して、虚偽のニュース映像を制作し犯罪をなす捜査の警察官の逮捕・監禁、送検を故意に助長した	
正犯の成す、刑法194条 特別公務員職権濫用罪および刑法172条 虚偽告訴罪に対する、刑法62条1項幫助罪	
1)警視庁の警察官ら 姓名不詳およびその関係者	
2)ニュース製作会社の社員ら 姓名不詳およびその関係者	
公共の電波媒体を使ってニュース制作会社と共謀し虚偽情報を流布したテレビ局	
虚偽のニュース映像を販売し、またそれを購入して、公共の電波媒体で、犯罪をなす捜査の警察官の逮捕・監禁、送検を故意に助長した	
正犯の成す、刑法194条 特別公務員職権濫用罪および刑法172条 虚偽告訴罪に対する、刑法62条1項幫助罪	
1)ニュース製作会社の社員ら 姓名不詳およびその関係者	
2)NHK 初めテレビ局の社員ら 姓名不詳およびその関係者	
公共の新聞媒体などマスコミへ虚偽情報を発表し、またその虚偽情報を流布した新聞社	
虚偽情報を提供して、また虚偽情報を入手して、公共の新聞媒体で、犯罪をなす捜査の警察官の逮捕・監禁、送検を故意に助長した	
正犯の成す、刑法194条 特別公務員職権濫用罪および刑法172条 虚偽告訴罪に対する、刑法62条1項幫助罪	
1)警視庁の警察官ら 姓名不詳およびその関係者	
2)読売新聞の記者ら 姓名不詳およびその関係者	
尚、放送法違反につきましては非告訴人の犯罪事実が確定した段階で担当大臣に告訴状を提出いたします。	
第1章. 告訴の趣旨	
被告訴人は正犯の成す下記犯罪に対し心理的に実行行為を促進したものである。	
日本は、「不法就労」に対して、不法就労した外国人を「出入国及び難民認定法（以下「入管法」と言う）」70条「不法就労罪」で刑事処分し、不法就労させた雇用者を入管法73の2条「不法就労助長罪」で、両者を平等に刑事処分することで、日本国憲法の「法の下での平等」や恣意的に外国人を処分することを禁じた「国際法」に反しないように立法しています。	

しかし、実態は、（不法就労させた雇用者）を「不法就労助長罪」で処分せず、（不法就労した外国人だけ）を「不法就労罪」で刑事処分し、国外追放にしています。

これは、外国人を恣意的に差別することを禁じた国際法に反しています。日本国憲法の法の下での平等にも反しています。

不法就労させた「不法就労助長罪」で事業者を処分しないのであれば、不法就労させられた外国人も、処分なし（無罪）が法の論理です。そうであれば当然、如何なる、不法就労の幫助者もいないということです。これが法の下での統治であり、基本的人権の尊重であり、国際法の遵守です。

2010年に発生した当入管法違反幫助事件では、もっと悪質な、犯罪行為をしました。従来は不法就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分せず、不法就労した外国人だけを「不法就労罪」で罰金刑にして国外追放していたのですが、「不法就労助長罪」の雇用者にかわる、第三者の「幫助者」をでっち上げ、平等に処分したように見せかけるため、第三者を刑事処分して、不法就労した外国人を罰金刑でなく「懲役刑」にして国外追放したのです。第三者とは、採用予定の正犯に雇用契約書を提供した告訴人と共犯とされた元部下の中国人「金軍学」です。

私と共犯とされた「金軍学」は、中国人の不法就労に対して、その幫助行為をしたとして、国際法を遵守するため創設された、不法就労に対する幫助行為や助長行為を規定した特別法である「不法就労助長罪」でなく、不法にも、「内容虚偽の雇用契約書」を提供したから、在留資格が容易に得られた。それで日本におられた。日本におられたから不法就労できた。との因果関係で、一般法である刑法の「幫助罪」を乱用され実刑（懲役刑）を受けました。

私達だけでなく、私の知る限り、2014年、2015年にはフィリピン大使館職員や外交官まで同様の不法な論理で「幫助罪」が適用され刑事処分されております。

私の主張は、刑法の幫助罪適用は、以下の理由により適用法違反による犯罪行為です。被告訴人らの罪名は刑法の「虚偽告訴罪」であり、「特別公務員職権乱用罪」です。

1. 不法就労に対する幫助罪は、特別法にあたる、入管法の73の2条「不法就労助長罪」で規定されていません。正犯や警察官、検察官も認めるように、私は、「不法就労助長罪」に規定する行為はしていません。

2. 正犯を雇用した事業者は何れも、お咎め無しで入管法が規定する「不法就労助長罪」で処分されていません。そうであれば雇用された正犯もお咎め無しの無罪です。そして如何なる幫助者も存在しないということです。

3. 次に、「内容虚偽の雇用契約書」の提供が在留資格の取得を容易にしたとは言えません。

在留資格を容易に取得させたというが、在留資格の付与条件は法律で規定されておらず、付与条件は未公開で、法務大臣が裁量で付与するものであり、在留資格を容易にしたとは言えません。

「内容虚偽の雇用契約書」で在留資格を得たのであれば、入管法22条の4の4在留資格取消で規定するとおり不法就労とは別個のものです。

仮に「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より技術や人文国際の在留資格を得たとしても、技術や人文国際の在留資格の範囲で働いていれば、不法就労（資格外活動）にならないことは自明の理です。したがって在留資格の取得と不法就労とは何ら関係のないものです。

憲法31条に「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」（法律の定めとは、国会で制定した法律を指します。地方議会で制定した条例も含む）に照らして、雇用契約書の提出は、法律でも、省令でもなく、課長通達で外国人に提出を求めるもので、

事業者として協力したものであり、仮に虚偽であるとしても、法務大臣が裁量で与える事案について刑事罰を科す根拠法がありません。唯一あるのは、法務大臣は、その対処として入管法で在留資格を取消することができるとしています。

在留資格の付与は法務大臣の裁量ですが、法務大臣は法律ではない法務省の「省令」で、技術や人文国際については、大学、短大等を卒業して専門知識をもっていることを付与方針として規定していますので、「卒業証書」であれば在留資格付与の大きな要因だと推測できますが、雇用契約書が在留資格の取得を容易にするとは言えません。

在留資格を得られたから本邦におられた。本邦におられたから不法就労できたと言うが、在留資格は付与条件を未公開で法務大臣が裁量で与えるものです。

在留資格を受けても、更に入国許可（パスポートへの証印）も許可条件を未公開で、外務大臣が裁量で許可を与えて在住（入国）が可能になるものです。よって、雇用契約書が虚偽だとしても両大臣の裁量権限を容易に左右できるとは言えません。

事実として、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものですから、告訴人らは、入管との質疑などで在留資格について次のように説明され運用させられていました。

1) 「卒業証書」で在留資格要件が満たされ専門知識があれば、雇用会社が不適當若しくは雇用契約書が虚偽などの場合は、外国人に対して、雇用契約会社を変えさせて再申請させている。

2) 雇用契約書を交わした外国人が在留資格を受けて入社しなくとも、在留資格は外国人個人に付与するもので、付与後は、在留資格（技術や人文国際）の範囲でどこで働こうと自由である。

3) 在留資格を取得後、雇用契約会社に入社できなくとも、直ちに在留資格が取消されるのではなく、一定期間内に、在留資格の範囲で雇用先を見つけ就労できる。

よって、内容虚偽の雇用契約書の提供が在留資格の取得を容易にしたとはいえず、また、在留資格の取得と不法就労とは何ら、因果関係はありません。

前記したように「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より裁量で、技術や人文国際の在留資格を得たとしても、技術や人文国際の在留資格の範囲で働いていれば不法就労にならないことは明白で、「内容虚偽の雇用契約書」と不法就労とは関係のないことは自明の理です。

彼等が不法就労者になったのは、働く資格のない在留資格の外国人を雇用して働かせた事業者の責であることは自明の理であります。

以上により、入管法の立法趣旨どおり、不法就労に対する幫助・助長行為は「不法就労助長罪」に規定するどおりで処分しなければ不当であり、幫助罪の適用は不法です。

2015年、大阪で中国人留学生がホステスをして「不法就労罪」で処分され「国外退去」になりましたが、不当だとして裁判で争い、無罪になっています。

このときの判決理由は、資格外活動として、週に28時間の就業時間制限や風俗営業での就労を認めていないのは、入管法本則（法律）ではなく細則（省令）なので、法律違反ではないとして起訴を退けたのです。

4. 外国人は日本におられるようにしたら犯罪をすると断定するのは、外国人に対する人権侵害です。そして、外国人を日本におられるようにしたら、その外国人が犯罪行為を犯せば幫助罪だとするのは幫助罪の乱用で、国民は安心して生活できません。

外国人のした不法就労に対して、その幫助行為の処罰を定めた「不法就労助長罪」でなく、日本に在住できるようにしたから犯罪ができたとの因果関係で、何ら刑事罰にならない在留資格取消行為の幫助を理由にして、刑法の「幫助罪」を適用するのは、幫助罪の乱用で違法です。

不法就労の幫助理由に、(課長通達で要求された)「(内容虚偽の)雇用契約書」を正犯に提供したから、(法務大臣より裁量で)在留資格が容易に取得できた。在留資格が得られたから、(外務大臣より裁量で)入国査証が得られ、日本に在住できた。日本に在住できたから不法就労ができた。との因果関係で刑法の幫助罪を適用していますが、前記したように、仮に「内容虚偽の雇用契約書」であっても在留資格の取得や入国査証の許可とは、何ら法的な根拠がなく、明らかに因果関係がなく、又、日本におられるようにしたから犯罪ができるということは外国人に対する悪質な差別であり、人権侵害であり、また、幫助罪の乱用で違法です。

日本では、こうした遠い因果関係の論法を「風が吹けば桶屋が儲かる論法」と言います。風が吹けば、何故、桶屋が儲かるのか・・・？因果関係を話せば長いのです。そしてシナリオは色々あります。つまり、因果関係は「こじつけ」なのです。

こうした、遠い因果関係で幫助罪を適用する習慣が根付いていれば、恐ろしい日本社会です。国民は安心して生活ができません。

日本に在住できるようにしたから「不法就労」ができた。よって、因果関係は明白であると言うが、外国人にアパートの一室を貸して、日本に在住できるようにした。日本に在住できたから殺人ができたとしてアパートのオーナーに「殺人罪」の幫助罪が適用できるのでしょうか؟؟この答えとして、
取調べの警察官は、「社長、中国人が不法就労したから、不法就労に対する幫助罪で済むけど・・・中国人が、殺人をしていたら、殺人罪に対する、幫助罪ですよ！気をつけてくださいよ！」と言いました。既に、アパートのオーナーに、殺人罪の「幫助罪」を適用しているのです。

外国人を平等に扱う日本人を面白く無いと思えば、この日本人に対して、裁量で殺人の幫助者にもしているのです。人権侵害の根本は、恣意的な外国人排除の習慣が根付いているからです。

よって被告人正犯らの罪名は刑法の「虚偽告訴罪」であり、「特別公務員職権乱用罪」です。

個々については、第2章 告訴事実記載しますが、「特別公務員職権濫用罪」は、その職権を濫用して、他人を逮捕、監禁することによって成立する罪です。特別公務員職権濫用罪の犯罪構成要件該当性については、
①主体が特別公務員であること、・・・事実 警察官、検察官や裁判官らです。
②人を逮捕・監禁したこと、・・・事実として逮捕・監禁されました。
③職権を濫用したこと、によって成立します。・・・職権を濫用したか否かですが、濫用とは、職務上の権限を不法に行行使することで、その手段や方法は、暴行・脅迫だけでなく、法律上・事実上、被害者に対してその結果を受け入れざるえない程度に意思決定の自由を圧迫するものであれば足りるとされています。

職務権限については、第三章 注釈的説明で 記載しますが、警察官について言えば 刑事訴訟法 第一百八十九条 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

2 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとします。と規定されています。

よって、犯罪が思料されない、つまり、なんら法に違反していないのに、捜査、逮捕、監禁することは、不法な行為であり、特別公務員職権乱用罪にあたります。

告訴事実に記載のとおり、不法な内容虚偽の逮捕状等を提示するなどして意思決定の自由を圧迫し職務上の権限を行使しています。

特別公務員職権濫用罪は故意を必要としていませんので、この明らかな不法な行為は、職権乱用であるので、犯罪は成立します。

名誉回復のための手段は「再審請求」です。しかし、「適用法の誤り」は再審請求できません。しかし事件に関わった警察官や検察官の犯罪を起訴し、犯罪が確定すれば「再審請求」できます。

私は、日本の司法が、法の下での統治、基本的人権の尊重、国際法の遵守を実現する証として、検察が自主的に再審請求することを望んでいます。

よって、何度めかになりますが 告訴状を提出いたします。

以下の被告訴人の所為は、正犯の成す、刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪および刑法 172 条 虚偽告訴罪に対する、刑法 62 条 1 項幫助罪に該当する者と考えるので、被告訴人を厳罰に処することを求め告訴します。

第2章. 告訴事実

虚偽情報ニュースや内容虚偽の逮捕情報などの詳細は、IV. 被告訴人の虚偽情報の流布 に記載してあります。

第2章－1. 警察官と共謀し、虚偽の映像ニュースを制作したニュース制作会社

I. 特別公務員職権乱用罪 幫助の犯罪事実

1. 正犯の警察官らは、平成22年6月14日11時半頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、世田谷署において告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に逮捕令状を虚偽請求し、被告訴人は持っている職権を乱用し内容虚偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行ない取調べを行ない、その後も、月島署に移送して不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、警察官らの所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するもので、警察官らの所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する虚偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に虚偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって、警察官らは不法な逮捕請求を周囲からあとで疑われることもなかったのです。

2. 正犯の検察官は、平成22年6月16日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、不法に勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容虚偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する虚偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に虚偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって、検察官は不法な勾留請求を周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

3. 正犯の警察官らは、平成22年7月3日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に留置中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に（再）逮捕令状を虚偽請求し、被告告訴人は持っている職権を乱用し内容虚偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行ない、その後も、世田谷署及び荻窪署に移送して、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、警察官らの所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告告訴人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する虚偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に虚偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって、警察官らは不法な再逮捕請求を周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

4. 正犯の検察官は、平成22年7月3日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、荻窪署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、不法に（再）勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容虚偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告告訴人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する虚偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に虚偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって、検察官は不法な再勾留請求を周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

5. 正犯の裁判官は、平成22年6月14日逮捕の前頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪などの容疑による、警察官の不法な逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告告訴人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する虚偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に虚偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって裁判官は逮捕状発行を容易に行うことができたのです。

6. 正犯の裁判官は、平成22年7月3日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪などの容疑による、警察官の不法な（再）逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行なわせたもので、裁判

官の所為は、刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する嘘偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に嘘偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって裁判官は（再）逮捕状発行を容易に行うことができたのです。

7. 正犯の裁判官は、平成 22 年 6 月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などによる、検察官の不法な勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する嘘偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に嘘偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって裁判官は勾留状発行を容易に行うことができたのです。

8. 正犯の裁判官は、平成 22 年 7 月 5 日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、荻窪署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などによる、検察官の不法な（再）勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する嘘偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に嘘偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって裁判官は（再）勾留状を容易に行うことができたのです。

9. 正犯の裁判官は、平成 22 年 6 月 24 日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑で、月島署に逮捕・監禁中の告訴人を、弁護人の請求する拘留取消請求を、検察官の意見を聴いた上として、不法な勾留請求を情により適法と認め、拘留取消請求を却下決定する通知を不法に発行することで、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する嘘偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に嘘偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑

念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって裁判官は拘留取消請求を却下決定する通知の発行を容易に行うことができたのです。

10. 正犯の裁判官は、平成22年10月末頃頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、東京拘置所に収監中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪による、検察官の不法な内容虚偽の起訴を、情により適法と認め、公判を開廷し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせ公判を行ったもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

更に、弁護人が毎月のようにする保釈請求においても、又判決後も、毎回検察官の意見を聴いたうえとして、不法な内容虚偽の起訴を適法として扱い、保釈請求を却下する通知を発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人に義務のない逮捕、監禁を行ったものです。

被告訴人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する嘘偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に嘘偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって裁判官は違法な公判を容易に行うことができたのです。

尚、保釈請求の請求書は告訴人が、持っているだけでも下記があります。

平成22年10月8日 平成22年特（わ）第1655号

平成22年11月5日 平成22年特（わ）第1655号

平成22年12月9日 平成22年特（わ）第1655号

平成23年1月20日 平成22年特（わ）第1655号

平成23年5月17日 平成22年特（わ）第1655号

11. 正犯の裁判官（下記）は、平成22年6月14日頃より、平成23年6月24日頃保釈されるまで、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、東京拘置所に収監中の告訴人を、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪で公判中、弁護人の保釈請求（下記）に対し、検察官の内容虚偽の不法な起訴事実を、情により適法と認める審査をして、保釈請求を却下する通知を発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせ公判を行ったもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する嘘偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に嘘偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって裁判官は保釈請求を却下する通知の発行を容易に行うことができたのです。

記

保釈請求を棄却した東京地裁の裁判官加藤雅寛

保釈請求を棄却した東京地裁の裁判官川瀬孝史

保釈請求の準抗告を棄却した

平成22年8月31日 平成22年（む）第1989号
東京地裁の 裁判長 裁判官 楡井英夫 裁判官 青木美佳 裁判官 小島章朋
保釈請求の抗告を棄却した
平成22年12月20日 平成22年（く）第719号 抗告
東京高裁の 裁判長 裁判官 小倉正三 裁判官 岡田建彦 裁判官 江口和伸
平成23年2月24日 平成23年（く）第86号 抗告
東京高裁の裁判長 裁判官 井上弘通 裁判官 山本哲一 裁判官 守下実
平成23年5月30日 平成23年（く）第252号 抗告
東京高裁の裁判長 裁判官 飯田喜信 裁判官 山口雅高 裁判官 森善史
以上11件の告訴事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充
ビデオ撮影は、千葉市美浜区の告訴人の自宅前で、時間は、逮捕当日の10時から10時30分ごろです。逮捕は世田谷署で11時30分頃です。テレビのニュースは、各社とも12時前後のお昼のニュースです。したがって、逮捕前の情報がなければ、告訴人の自宅へくることもできず、逮捕前の映像を不法に撮影することも出来ませんし、ニュース記事はかけません。
警察と一体になったの違法撮影でも、ビデオ撮影後のニュース映像を、逮捕後すぐに放映することは不可能です。明らかに警察官らが、ニュース制作会社、テレビ局に、不法に虚偽情報を流し、そして警察の協力のもとに制作されています。
ニュース制作会社は、虚偽のニュース映像を制作し、テレビ局に販売し放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。
尚、被告告訴人のする助長行為が、その後の裁判官に予断を与え、不法な所為がすべての裁判官に適法として扱われてたことから証左出来ます。
裁判官は、これだけの報道だから、マスコミでも法的調査は済んでるだろうとか、これだけの報道だから警察官、検察官に恥をかかせてはいけないなどの情により適法としたのであろうと推測できます。
3年間で1億円以上を稼いでいたという記事は、未だに会う人に言われますが、全く虚偽で、警察の取調べや公判でも出て来ません。一生言われるのだと思います。告訴人の説明は、自分勝手な言い訳としか受け止めてくれません。
なぜなら報道が虚偽報道をするはずはないし、もしそんなことをすれば処罰されるのに処罰されないのは、告訴人の言い訳だと陰で言うのです。
よって、犯行は計画的であり、警察官らは逮捕情報を漏洩し、ニュース制作会社と共謀し、不法な逮捕を正当化し、警察官らの犯罪を促進したものです。
「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」詳しくは、第1章. 告訴の趣旨で記載しましたが正犯の犯罪要旨を再掲します。
この事件は、入管法で規定する犯罪である。不法就労に対しては、不法就労をした外国人を「不報就労罪」で、また、不法就労させた事業者を、不法就労に対する幫助罪である「不報就労助長罪」で公平に処分することが規定されている。

よって、入管法の不法就労に関しては、両罪でこの事件は完結しなければならないが、正犯のみを「不報就労罪」で刑事処分し、不法就労させた事業者を、不法就労に対する幫助罪である「不報就労助長罪」で公平に処分せずに、内容虚偽の雇用契約書を提出し、在留資格の取得を容易にしたので正犯は不法就労ができたとして、告訴人を不法就労の幫助罪としたが、前章の告訴の趣旨で記載したとおり、不法である。

従来は、不法就労した外国人だけを恣意的に「不法就労罪」で罰金などで刑事処分し国外退去させ、不法就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分していないが、法の下で公平でなく、国際法に反する行為であるので、外国人も無罪としなければならないが、この事件では、手柄を得たい入管法に熟知した被告人は検察官と共謀し、不法就労させた事業者を情により処罰せずとも、不法就労者を処分する新たな手口を画策したのです。

先に不法就労で逮捕した正犯を罰金刑ではなく懲役刑として刑事処分するため、法の下で平等に処分するように見せかけ、また国際法にも反しないとするため、告訴人らを虚偽の幫助者とすることで、不法就労の両者を公平に刑事処分したように見せかけるため、入管法違反（資格外活動）の刑法幫助罪の犯罪者として、でっち上げたのです。そのため虚偽逮捕、虚偽送検の犯罪を企てたのです。

在留資格の付与条件は未公開で、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものです。そして、仮に正犯が、内容虚偽の雇用契約書を提出して、技術や人文国際の在留資格を得ていた場合には、法務大臣は、入管法 22 の 4 条の 4 により「在留資格の取消」を行うことができると入管法は規定しているので、入管法では不法就労と内容虚偽の雇用契約書との因果関係は全く無い。

仮に正犯が、内容虚偽の雇用契約書を提出して、技術や人文国際の在留資格を得ていたとしても、在留資格の範囲内で働いていれば「不法就労」とならないことは自明である。

真実は、正犯が、在留資格の範囲外で就労したので、不法就労となったものである。それは「不法就労助長罪」で規定するように、正犯を雇用して資格外の不法就労をさせた事業者がいたからである。

よって、仮に内容虚偽の雇用契約書であったとしても、不法就労とはなんら因果関係はないが、一般国民が入管法や国際法に疎いことを悪用した犯罪で、外国人だけを「不法就労罪」で懲役刑として刑事処分して手柄を立てたいばかりに、不法就労とは因果関係のない、「風が吹けば桶屋が儲かる論法」で、不法就労とは関係ない第三者を不法就労の幫助者としてでっち上げ、刑法の幫助罪を乱用しているのである。

告訴人の経営するレフコ社は、昭和 58 年 10 月設立、資本金 16,492 万円あり大会社だったので、犯罪者にすれば社会に与えるインパクトが大きいので、手柄が大きいと考えたのです。

犯行目的は、不法就労した正犯と不法就労の刑法幫助罪をした告訴人らの両者を犯罪者とする事で、先輩警察官、検察官、裁判官らができなかった、入管法違反事件でおそらくはじめての、不法就労助長罪で事業者を刑事処分しなくとも、在留資格取消の幫助者を処分することで、不法就労した外国人を刑事処分することが出来る実績を作り、手柄をたてるためです。

事実、この後フィリッピン大使館職員や外交官は、この手口で犯罪人にされています。

なお、中国人は、法務大臣より在留資格取消（第 22 条の 4 4 項）を理由として、国外退去の処分さえ受けていないので、在留資格取消の幫助とも言えないので全くの虚偽です。

したがって、非告訴人の不法な幫助行為は、単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

被告訴人の対象推定者

1 年 10 日たった保釈後、千葉市内の知人等の話では、当日お昼前後の各テレビ局のニュースで一斉に放送されたと聞いています。

NHK、TBS、日本テレビ、朝日テレビ、フジテレビ、テレビ東京など、どのチャンネルにまわしても同じニュ

ースだったと聞いています。

しかし、映像制作会社や虚偽情報を提供した警察官らの名前はわかりません。

告訴人は、逮捕・監禁をされていたので、正確な情報を持ちませんので検察庁にて捜査をお願い致します

よって、被告訴人の所為は、前記 1 1 件の警察官、検察官、裁判官ら正犯のなす 刑法 1 9 4 条 特別公務員職権濫用罪に対する 刑法 62 条 1 項幫助罪に該当するものです。

Ⅱ. 虚偽告訴罪 幫助の犯罪事実

1. 正犯の警察官らは、平成 2 2 年 6 月 1 5 日前頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、手柄を得たい被告訴人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、告訴人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、月島署に逮捕監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容虚偽の罪名で虚偽告訴（送検）したもので、警察官らの所為は、刑法 1 7 2 条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告訴人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する虚偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に虚偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって警察官らの不法な送検は周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

2. 正犯の警察官らは、平成 2 2 年 7 月 4 日前頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、手柄を得たい被告訴人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、告訴人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、荻窪署に逮捕監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容虚偽の罪名で虚偽告訴（追加送検）したもので、警察官らの所為は、刑法 1 7 2 条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告訴人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する虚偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に虚偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって警察官らの不法な追加送検は周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

3. 正犯の検察官は、平成 2 2 年 7 月 2 4 日前頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、手柄を得たい被告訴人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、告訴人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約

書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、荻窪署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪で、東京地方裁判所に虚偽告訴（起訴）をしたもので、検察官の所為は、刑法 172 条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告訴人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する虚偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に虚偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって検察官の不法な起訴は周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

以上 3 件の告訴事実（犯罪事実）について、以下は虚偽告訴の目的を補充

前記 I．特別公務員職権乱用罪 幫助の犯罪事実 について に同じです。

したがって、非告訴人の不法な幫助行為は、単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

被告訴人の対象推定者

1 年 10 日たった保釈後、千葉市内の知人等の話では、当日お昼前後の各テレビ局のニュースで一斉に放送されたと聞いています。NHK、TBS、日本テレビ、朝日テレビ、フジテレビ、テレビ東京など、どのチャンネルにまわしても同じニュースだったと聞いています。

しかし、映像制作会社や虚偽情報を提供した警察官らの名前はわかりません。

告訴人は、逮捕・監禁をされていたので、正確な情報を持ちませんので検察庁にて捜査をお願い致します

よって、被告訴人の所為は、前記 3 件の警察官、検察官ら正犯のなす 刑法 172 条 虚偽告訴罪に対する刑法 62 条 1 項 幫助罪に該当するものです。

第 2 章ー 2．公共の電波媒体を使ってニュース制作会社と共謀し虚偽情報を流布したテレビ局

I．特別公務員職権乱用罪 幫助の犯罪事実

1．正犯の警察官らは、平成 22 年 6 月 14 日 11 時半頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、世田谷署において告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に逮捕令状を虚偽請求し、被告訴人は持っている職権を乱用し内容虚偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行ない取調べを行ない、その後も、月島署に移送して不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、警察官らの所為は、刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって、警察官らは不法な逮捕監禁を周囲からあとで疑われることもなかったたので

す。

2. 正犯の検察官は、平成22年6月16日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、不法に勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容虚偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって、検察官は不法な勾留を周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

3. 正犯の警察官らは、平成22年7月3日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に留置中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に（再）逮捕令状を虚偽請求し、被告訴人は持っている職権を乱用し内容虚偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行ない、その後も、世田谷署及び荻窪署に移送して、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、警察官らの所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって、警察官らは不法な再逮捕監禁を周囲からあとで疑われることもなかったのです。

4. 正犯の検察官は、平成22年7月3日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、荻窪署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、不法に（再）勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容虚偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって、検察官は不法な再勾留を周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

5. 正犯の裁判官は、平成22年6月14日逮捕の前頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯

に提供したことは、犯罪が思科されるとして、告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪などの容疑による、警察官の不法な逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって裁判官は逮捕状発行を容易に行うことができたのです。

6. 正犯の裁判官は、平成22年7月3日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪などの容疑による、警察官の不法な（再）逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって裁判官は再逮捕状発行を容易に行うことができたのです。

7. 正犯の裁判官は、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などによる、検察官の不法な勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって裁判官は勾留状発行を容易に行うことができたのです。

8. 正犯の裁判官は、平成22年7月5日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、荻窪署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などによる、検察官の不法な（再）勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、

犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって、よって裁判官は再勾留状発行を容易に行うことができたのです。

9. 正犯の裁判官は、平成22年6月24日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑で、月島署に逮捕・監禁中の告訴人を、弁護人の請求する拘留取消請求を、検察官の意見を聴いた上として、不法な勾留請求を情により適法と認め、拘留取消請求を却下決定する通知を不法に発行することで、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって裁判官は拘留取消請求を却下決定する通知を容易に行うことができたのです。

10. 正犯の裁判官は、平成22年10月末頃頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、東京拘置所に収監中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪による、検察官の不法な内容虚偽の起訴を、情により適法と認め、公判を開廷し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせ公判を行ったもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

更に、弁護人が毎月のようにする保釈請求においても、又判決後も、毎回検察官の意見を聴いたうえとして、不法な内容虚偽の起訴を適法として扱い、保釈請求を却下する通知を発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人に義務のない逮捕、監禁を行ったものです。

尚、保釈請求の請求書は告訴人が、持っているだけでも下記があります。

平成22年10月8日 平成22年特（わ）第1655号

平成22年11月5日 平成22年特（わ）第1655号

平成22年12月9日 平成22年特（わ）第1655号

平成23年1月20日 平成22年特（わ）第1655号

平成23年5月17日 平成22年特（わ）第1655号

被告訴人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって裁判官は不法な逮捕・監禁を行なわせたの公判の開始、保釈請求を却下決定する通知を容易に行うことができたのです。

11. 正犯の裁判官（下記）は、平成22年6月14日頃より、平成23年6月24日頃保釈されるまで、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、東京拘置所に収監中の告訴人を、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪で公判中、弁護人の保釈請求（下記）に対し、検

察官の内容虚偽の不法な起訴事実を、情により適法と認める審査をして、保釈請求を却下する通知を発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせ公判を行ったもので、裁判官の所為は、刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告告訴人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって裁判官は保釈請求を却下決定する通知を容易に行うことができたのです。

記

保釈請求を棄却した東京地裁の裁判官加藤雅寛

保釈請求を棄却した東京地裁の裁判官川瀬孝史

保釈請求の準抗告を棄却した

平成 22 年 8 月 31 日 平成 22 年（む）第 1989 号

東京地裁の 裁判長 裁判官 楡井英夫 裁判官 青木美佳 裁判官 小島章朋

保釈請求の抗告を棄却した

平成 22 年 12 月 20 日 平成 22 年（く）第 719 号 抗告

東京高裁の 裁判長 裁判官 小倉正三 裁判官 岡田建彦 裁判官 江口和伸

平成 23 年 2 月 24 日 平成 23 年（く）第 86 号 抗告

東京高裁の裁判長 裁判官 井上弘通 裁判官 山本哲一 裁判官 守下実

平成 23 年 5 月 30 日 平成 23 年（く）第 252 号 抗告

東京高裁の裁判長 裁判官 飯田喜信 裁判官 山口雅高 裁判官 森善史

以上 11 件の告訴事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充

ビデオ撮影は、千葉市美浜区の告発人の自宅前で、時間は、逮捕当日の 10 時から 10 時 30 分ごろです。逮捕は世田谷署で 11 時 30 分頃です。テレビのニュースは、各社とも 12 時前後のお昼のニュースです。したがって、逮捕前の情報がなければ、告発人の自宅へくることができず、逮捕前の映像を不法に撮影することも出来ませんし、ニュース記事はかけません。

警察と一体になっての違法撮影でも、ビデオ撮影後のニュース映像を、逮捕後すぐに放映することは不可能です。明らかに警察官らが、ニュース制作会社、テレビ局に、不法に虚偽情報を流し、そして警察の協力のもとに制作されています。

ニュース制作会社は、虚偽のニュース映像を制作し、テレビ局に販売し放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。

尚、被告告発人のする助長行為が、その後の裁判官に予断を与え、不法な所為がすべての裁判官に適法として扱われてたことから証左出来ます。

裁判官は、これだけの報道だから、マスコミでも法的調査は済んでるだろうとか、これだけの報道だから警察官、検察官に恥をかかせてはいけないなどの情により適法としたのであろうと推測できます。

3年間で1億円以上を稼いでいたと言う記事は、未だに会う人に言われますが、全く虚偽で、警察の取調べや公判でも出て来ません。一生言われるのだと思います。告発人の説明は、自分勝手な言い訳としか受け止めてくれません。

なぜなら報道が虚偽報道をするはずはないし、もしそんなことをすれば処罰されるのに処罰されないのは、告発人の言い訳だと陰で言うのです。

よって、犯行は計画的であり、警察官らは逮捕情報を漏洩し、ニュース制作会社と共謀し、不法な逮捕を正当化し、警察官らの犯罪を促進したものです。

「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」前記 第2章－1. 警察官と共謀し、虚偽の映像ニュースを制作したニュース制作会社 I. 特別公務員職権乱用罪 幫助の犯罪事実 について、に同じです。

被告訴人の対象推定者

1年10日たった保釈後、千葉市内の知人等の話では、
当日お昼前後の各テレビ局のニュースで一斉に放送されたと聞いています。
NHK、TBS、日本テレビ、朝日テレビ、フジテレビ、テレビ東京など、
どのチャンネルにまわしても同じニュースだったと聞いています。

告訴人は、逮捕・監禁をされていたので、
正確な情報を持ちませんので検察庁にて捜査をお願い致します

よって、被告訴人の所為は、前記11件の警察官、検察官、裁判官ら正犯のなす 刑法194条 特別公務員職権濫用罪に対する 刑法62条1項幫助罪に該当するものです。

II. 虚偽告訴罪 幫助の犯罪事実

1. 正犯の警察官らは、平成22年6月15日前頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、手柄を得たい被告訴人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、告訴人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、月島署に逮捕監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容虚偽の罪名で虚偽告訴（送検）したもので、警察官らの所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告訴人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって警察官らの不法な送検は周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

2. 正犯の警察官らは、平成22年7月4日前頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、手柄を得たい被告訴人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、告訴人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約

書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、荻窪署に逮捕監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容虚偽の罪名で虚偽告訴（追加送検）したもので、警察官らの所為は、刑法 172 条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告告訴人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって警察官らの不法な追加送検は周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

3. 正犯の検察官は、平成 22 年 7 月 24 日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、手柄を得たい被告告訴人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、告訴人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、荻窪署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪で、東京地方裁判所に虚偽告訴（起訴）をしたもので、検察官の所為は、刑法 172 条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告告訴人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって検察官の不法な起訴は周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

以上 3 件の告訴事実（犯罪事実）について、以下は虚偽告訴の目的を補充

前記 I. 特別公務員職権乱用罪 幫助の犯罪事実 に同じです。

したがって、非告訴人の不法な幫助行為は、単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

被告告訴人の対象推定者

1 年 10 日たった保釈後、千葉市内の知人等の話では、当日お昼前後の各テレビ局のニュースで一斉に放送されたと聞いています。NHK、TBS、日本テレビ、朝日テレビ、フジテレビ、テレビ東京など、どのチャンネルにまわしても同じニュースだったと聞いています。

告訴人は、逮捕・監禁をされていたので、正確な情報を持ちませんので検察庁にて捜査をお願い致します

よって、被告告訴人の所為は、前記 3 件の警察官、検察官ら正犯のなす 刑法 172 条 虚偽告訴罪に対する刑法 62 条 1 項 幫助罪に該当するものです。

第2章－3. 公共の新聞媒体などマスコミへ虚偽情報を発表し、またその虚偽情報を流布した新聞社

I. 特別公務員職権乱用罪 幫助の犯罪事実

1. 正犯の警察官らは、平成22年6月14日11時半頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、世田谷署において告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に逮捕令状を虚偽請求し、被告訴人は持っている職権を乱用し内容虚偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行ない取調べを行ない、その後も、月島署に移送して不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、警察官らの所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告訴人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって、警察官らは不法な逮捕監禁を周囲からあとで疑われることもなかったのです。

2. 正犯の検察官は、平成22年6月16日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、不法に勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容虚偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告訴人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって、検察官は不法な勾留を周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

3. 正犯の警察官らは、平成22年7月3日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に留置中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に（再）逮捕令状を虚偽請求し、被告訴人は持っている職権を乱用し内容虚偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行ない、その後も、世田谷署及び荻窪署に移送して、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、警察官らの所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告訴人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって、警察官らは不法な再逮捕監禁を周囲からあとで疑われることもなかったのです。

4. 正犯の検察官は、平成22年7月3日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、荻窪署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就

労)の幫助罪の容疑などで、不法に(再)勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容虚偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告訴人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反(資格外活動)幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって、検察官は不法な再勾留を周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

5. 正犯の裁判官は、平成22年6月14日逮捕の前頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、告訴人を入管法違反(資格外活動による不法就労)の幫助罪などの容疑による、警察官の不法な逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告訴人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反(資格外活動)幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって裁判官は逮捕状発行を容易に行うことができたのです。

6. 正犯の裁判官は、平成22年7月3日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反(資格外活動による不法就労)の幫助罪などの容疑による、警察官の不法な(再)逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告訴人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反(資格外活動)幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって裁判官は再逮捕状発行を容易に行うことができたのです。

7. 正犯の裁判官は、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反(資格外活動による不法就労)の幫助罪の容疑などによる、検察官の不法な勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告訴人の新聞社記者らは警察官ら

の発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって裁判官は勾留状発行を容易に行うことができたのです。

８．正犯の裁判官は、平成２２年７月５日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、荻窪書に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などによる、検察官の不法な（再）勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法１９４条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告告訴人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告告訴人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって裁判官は再勾留状発行を容易に行うことができたのです。

９．正犯の裁判官は、平成２２年６月２４日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑で、月島署に逮捕・監禁中の告訴人を、弁護人の請求する拘留取消請求を、検察官の意見を聴いた上として、不法な勾留請求を情により適法と認め、拘留取消請求を却下決定する通知を不法に発行することで、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法１９４条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告告訴人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告告訴人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって裁判官は拘留取消請求を却下決定する通知発行を容易に行うことができたのです。

１０．正犯の裁判官は、平成２２年１０月末頃頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、東京拘置所に収監中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪による、検察官の不法な内容虚偽の起訴を、情により適法と認め、公判を開廷し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせ公判を行ったもので、裁判官の所為は、刑法１９４条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

更に、弁護人が毎月のようにする保釈請求においても、又判決後も、毎回検察官の意見を聴いたうえとして、不法な内容虚偽の起訴を適法として扱い、保釈請求を却下する通知を発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人に義務のない逮捕、監禁を行ったものです。

尚、保釈請求の請求書は告訴人が、持っているだけでも下記があります。

平成２２年１０月８日 平成２２年特（わ）第１６５５号

平成２２年１１月５日	平成２２年特（わ）第１６５５号
平成２２年１２月９日	平成２２年特（わ）第１６５５号
平成２３年１月２０日	平成２２年特（わ）第１６５５号
平成２３年５月１７日	平成２２年特（わ）第１６５５号
尚、正犯の裁判官岡部豪は、告訴人の判決書の因果関係でも、風が吹けば桶屋が儲かるの論法で、幫助罪の因果関係をのべており犯罪を証左するものです。	
悪しき判例を作ったものです。この判例により、被害は日々拡大されているのです。	
被告訴人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告訴人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって裁判官は不法な逮捕・監禁を行なわせての公判、そして保釈請求を却下する通知の発行を容易に行うことができたのです。	
１１．正犯の裁判官（下記）は、平成２２年６月１４日頃より、平成２３年６月２４日頃保釈されるまで、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、東京拘置所に収監中の告訴人を、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪で公判中、弁護人の保釈請求（下記）に対し、検察官の内容虚偽の不法な起訴事実を、情により適法と認める審査をして、保釈請求を却下する通知を発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせ公判を行ったもので、裁判官の所為は、刑法１９４条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。 被告訴人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告訴人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって裁判官は保釈請求を却下する通知の発行を容易に行うことができたのです。	
記	
保釈請求を棄却した東京地裁の裁判官加藤雅寛	
保釈請求を棄却した東京地裁の裁判官川瀬孝史	
保釈請求の準抗告を棄却した	
平成２２年８月３１日	平成２２年（む）第１９８９号
東京地裁の	裁判長 裁判官 楡井英夫 裁判官 青木美佳 裁判官 小島章朋
保釈請求の抗告を棄却した	
平成２２年１２月２０日	平成２２年（く）第７１９号 抗告
東京高裁の	裁判長 裁判官 小倉正三 裁判官 岡田建彦 裁判官 江口和伸
平成２３年２月２４日 平成２３年（く）第８６号 抗告	
東京高裁の裁判長	裁判官 井上弘通 裁判官 山本哲一 裁判官 守下実
平成２３年５月３０日 平成２３年（く）第２５２号 抗告	
東京高裁の裁判長	裁判官 飯田喜信 裁判官 山口雅高 裁判官 森善史

以上11件の告訴事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充
警察や検察の関係者は違法逮捕であるにも関わらず、逮捕を正当化するために新聞社などに内容虚偽の逮捕情報を提供し、新聞社は通常と異なる入管法違反幫助事件であるにも関わらず、未必の故意で、法的根拠の裏付け調査をせず鵜呑みにして、正に戦争中の大本営発表を扱う記事のごとく、翌日の朝刊等で大きく報道し、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。
尚、被告発人のする助長行為が、その後の裁判官に予断を与え、不法な所為がすべての裁判官に適法として扱われてたことから証左出来ます。
裁判官は、これだけの報道だから、マスコミでも法的調査は済んでるだろうとか、これだけの報道だから警察官、検察官に恥をかかせてはいけないなどの情により適法としたのであろうと推測できます。また弁護人にも、予断を与えたことは否定できません。
3年間で1億円以上を稼いでいたと言う記事は、未だに会う人に言われますが、全く虚偽で、警察の取調べや公判でも出て来ません。一生言われるのだと思います。告発人の説明は、自分勝手な言い訳としか受け止めてくれません。
なぜなら報道が虚偽報道をするはずはないし、もしそんなことをすれば処罰されるのに処罰されないのは、告発人の言い訳だと陰で言うのです。
よって、犯行は計画的であり、警察官らは逮捕情報を漏洩し、不法な逮捕を正当化し、警察官らの犯罪を促進したものです。
国策として外国人の単純労働を排する入管法は、不法就労した外国人を不法就労罪で処罰し、働く資格のない外国人を雇用して不法就労者にさせた事業主を不法就労就労助長罪で平等に処罰する法体系になっているが、通常は、事業者への不法就労助長罪の適用をとめて、処罰しない運用だったので、不法就労した外国人は犠牲者でもあるので不法就労者にも厳しい刑事罰を科さずに、せいぜい少額罰金での国外退去の行政処分にとどめていたのです。
このことは重要で、入管法違反事件は珍しい事件ではないので、不法就労者だけが逮捕されることは、日常あることで珍しくないでニュースになることはあまりなく、不法就労した外国人が逮捕されるとき、その雇用者も逮捕された時は珍しいのでニュースになりました。
ですからマスコミ関係者は入管法をよく知っていたのです。
しかし、この入管法違反事件では、不法就労した外国人が逮捕されたことはニュースにならず、その雇用者でない第3者が逮捕されているからニュースになっているのです。
であれば、なぜ逮捕されたのか、逮捕の法的根拠は何なのか？ジャーナリストとして、真実の報道をするために調査して記事になるはずです。
それは、真実の報道をするために放送法やそして新聞については倫理綱領で定められているからです。
しかし結果的には、法律に基づかない不法な逮捕を正当化した記事を掲載し、警察官、検察官の犯罪を助長する結果になりました。放送法 第四条そして新聞については日本新聞協会の倫理綱領に反することは未必の故意であります。
不法就労で逮捕した中国人を刑事処分するため、法の下で平等に処分するように見せかけ、また国際法にも反しないとするため、不法就労した者を虚偽の雇用契約書の提供を受けたので、在留資格を得られた、それで在留できたので、不法就労ができたとして「不法就労罪」に、虚偽の雇用契約書を提供した者を「不法就

労罪」の刑法幫助者とすることで、不法就労の両者を公平に刑事処分したように見せかけ、恣意的に入管法違反（資格外活動）幫助の犯罪者として、でっち上げたのです。
一般の国民や中国人が法律に疎いことを悪用し、不法就労助長罪にかわる、幫助者として、なんら罪に問われない在留資格取消（第22条の4 4項）の幫助理由で、金軍学らを入管法違反（資格外活動）の刑法幫助罪として罪名をすり替えても気が付かないと考えたのです。
そして、不法就労した中国人を、虚偽の雇用契約書で在留資格を得て働いたので「不法就労罪」で、虚偽の雇用契約書を提供した者を入管法違反（資格外活動）の「幫助罪」で処分することにしましたのです。
告発人の経営するレフコ社は、昭和58年10月設立、資本金16,492万円あり大会社だったので、犯罪者にすれば社会に与えるインパクトが大きいので、手柄が大きいと考えたのです。
正犯の犯行目的は、平成16年に創設された不法就労の助長行為を防止する在留資格取消の趣旨を悪用して、不法就労した正犯と不法就労の刑法幫助罪をした金軍学らの両者を犯罪者とすることで、先輩ができなかった、入管法違反事件でおそらくはじめての、不法就労助長罪で事業者を刑事処分しなくとも、在留資格取消の幫助者を処分することで、不法就労した外国人を刑事処分することが出来る実績を作り、手柄をたてるためです。事実、この後フィリピン大使館職員や外交官は、この手口で犯罪人にされています。
被告発人の警察官は、組織の一員として捜査の警察官らの、不法な逮捕・監禁、送検そして起訴、判決を成功させるため、被告発人の新聞社記者らはニュース性があること、日頃ニュース提供で世話になっている警察への情のために、少なくとも未必の故意を承知で、日本新聞協会の倫理綱領に反し法令等の調査を怠り、警察の情報を鵜呑みにして情報を流布したものです。
以下は犯罪が思科されない理由と違法行為
「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」前記 第2章－1. 警察官と共謀し、虚偽の映像ニュースを制作したニュース制作会社 I. 特別公務員職権乱用罪 幫助の犯罪事実
に同じです。
したがって、非告訴人の不法な幫助行為は、単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。
被告訴人の対象推定者
1年10日たった保釈後、千葉市内の知人等の話では、読売、サンケイ新聞は逮捕翌日の朝刊で、掲載されていた。
朝日新聞、毎日新聞、日経新聞は報道されていないとも聞いています。
読売はその後記事を見たとの情報もあります。
朝日新聞、毎日新聞、日経新聞は、社内のチェック機能で警察・検察の虚偽情報を見抜き、日本新聞協会の新聞協会の倫理綱領に反するので、警察の犯罪に助長せず、報道しなかったのだらうと聞いています。
告訴人は再逮捕され留置された荻窪署において、翌日くらいに、麻薬で逮捕された者が同じ部屋に留置されて来ました。その者が言うのは、インターネットのヤフーニュースなどで大きく取り上げられていたので告訴人のことはよく知っていると言って、再逮捕ニュースの情報を話してくれました。
ヤフーニュースなどは新聞社からの記事を配信しているので、再逮捕についても虚偽情報が大きく取り上げているのだと思いました。
告訴人は、逮捕・監禁をされていたので、正確な情報を持ちませんので検察庁にて捜査をお願い致します。

よって、被告訴人の所為は、前記 1 1 件の警察官、検察官、裁判官ら正犯のなす 刑法 1 9 4 条 特別公務員職権濫用罪に対する 刑法 62 条 1 項幫助罪に該当するものです。

Ⅱ. 虚偽告訴罪 幫助の犯罪事実

1. 正犯の警察官らは、平成 2 2 年 6 月 1 5 日前頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、手柄を得たい被告訴人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、告訴人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、月島署に逮捕監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容虚偽の罪名で虚偽告訴（送検）したもので、警察官らの所為は、刑法 1 7 2 条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告訴人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告訴人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって警察官らの不法な送検は周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

2. 正犯の警察官らは、平成 2 2 年 7 月 4 日前頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、手柄を得たい被告訴人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、告訴人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、荻窪署に逮捕監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容虚偽の罪名で虚偽告訴（追加送検）したもので、警察官らの所為は、刑法 1 7 2 条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告訴人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告訴人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって警察官らの不法な追加送検は周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

3. 正犯の検察官は、平成 2 2 年 7 月 2 4 日前頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、手柄を得たい被告訴人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、告訴人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、荻窪署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪で、東京地方裁判所に虚偽告訴（起訴）をしたもので、検察官の所為は、刑法 1 7 2 条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告訴人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告訴人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わ

らず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって検察官の不法な起訴は周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

以上3件の告訴事実（犯罪事実）について、以下は虚偽告訴の目的を補充

前記 I. 特別公務員職権乱用罪 幫助の犯罪事実 に同じです。

したがって、非告訴人の不法な幫助行為は、単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

被告訴人の対象推定者

1年10日たった保釈後、千葉市内の知人等の話では、読売、サンケイ新聞は逮捕翌日の朝刊で、掲載されていた。朝日新聞、毎日新聞、日経新聞は報道されていないとも聞いています。読売新聞はその後も記事を見たとの情報もあります。記事の内容は、犯行の手口を紹介したようなものだったと聞いています。

朝日新聞、毎日新聞

読売はその後も記事、日経新聞は、社内のチェック機能で警察・検察の虚偽情報を見抜き、日本新聞協会の新聞協会の倫理綱領に反するので、警察の犯罪に助長せず、報道しなかったのだらうと聞いています。

告訴人は、逮捕・監禁をされていたので、正確な情報を持ちませんので検察庁にて捜査をお願い致します。

よって、被告訴人の所為は、前記3件の警察官、検察官ら正犯のなす 刑法172条 虚偽告訴罪に対する刑法62条1項 幫助罪に該当するものです。

Ⅲ. 悪質な故意のある犯罪行為 （告訴事実の故意について）

1. 風が吹けば桶屋が儲かる式の結論ありきの強引な因果関係による幫助論はぞっとします。

正犯の虚偽告訴・逮捕監禁の犯罪趣旨は、告訴人が共犯者の金軍学と共謀し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供することで、正犯は在留資格を取得できた。

正犯は在留資格が得られたので日本に在留できた。在留できたので不法就労することが出来た。

よって、入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助所為をした犯罪であるとしたのです。

理由とした因果関係は、入管法の趣旨を大きく逸脱し、また幫助罪論理さえ逸脱した、明らかに適用法を違法にこじつけた明らかに故意のある犯罪です。

こういう「風が吹けば桶屋が儲かる」論法が許されるのであれば、在留できたので不法就労することが出来た。の部分、在留できたので殺人ができたとして、殺人罪の幫助罪にも出来るのです。

ニュース製作会社、テレビ局、新聞社はこういう、論法を正論だとしたニュースを国民にながしたのです。これでは、国民は安心して生活することはできません。

中国人は在留資格が得られたので日本に在留できた。の部分、アパートの一室を借りることができたので、日本に在留できた。在留できたので、不法就労できた・・・在留できたので殺人ができた・・・すべて在留することができたに掛かる犯罪は、幫助罪にできることになります。

もちろん、幫助罪ですから、故意がなければなりません、結論が決まっていますから、故意はいくらでもでっち上げることができます。
この事件でも、金軍学が報酬（謝礼）の分け前をを銀行振り込みしたとしています。
告訴人は、内容虚偽の雇用契約書を正犯に提供したわけではなく、リーマンショックで予定していた4月の定期入社がでなくなりましたので、採用を中止したためです。
告訴人は、リーマンショックがなければ、採用して、派遣で、一人あたり月10万円くらいはピンはね出来ますので、虚偽の採用をする必要のないことは、業界の者でしたらすぐにわかります。しかし、特別公務員は税金で給与を貰っているのもビジネス感覚がまったくわからないのです。それで、被告人は、リーマンショックなどの経済状況変化のわからない特別公務員なので、正規の雇用契約書を内容虚偽の雇用契約書と決めつけるのです。
これで、でっち上げの材料はできたのですが、幫助罪ですから「故意」が必要になります。それで、採用を任せた金軍学のブローカー業務的な、謝礼の受け取りに着目するのです。
求人任せられた採用担当は、有利な立場に立ちますから、中国文化では当然、謝礼の受け取りが発生します。この所為は感心しませんが中国文化では当たり前、むしろ儒教文化では、仲人などへの謝礼と同じ感覚なのです。
中国ビジネスで賄賂なしでは仕事ができないのと同じです。もちろん、中国文化を理解しない、論語さえ読んだことのない被告人には、不道德に見えるのです。それで、この謝礼の内、一部が告訴人に流れたとでっち上げるのです。
被告人の警察官は逮捕前に金軍学の経営する店に偵察に行き、彼がブローカー業務をやっていることも知っているし、居抜きのお店は従業員が数人いる大きな飲食店ですから、開店には1000万円以上の資金が必要なことくらい分かります。
当然、この金は、ブローカー業務でためた資金からですが、4人からの謝礼を全部合計しても1000万円にはなりません。しかし、強引に一部が告訴人に流れたとして故意論をでっち上げるのです。
公判でも検察官中野麻衣は、レフコ社に入金された普通預金の記録から「キン」の名前で入金されているのは「金軍学」とであると断定したのです。中国人が、「姓」のみで銀行振込することは100%ないと中国人はいいます。日本人でもしません。
また報酬（謝礼）の金を銀行振込することも絶対ないと言いますが、警察官、検察官らは、自らの生活習慣をそのまま中国人にあてはめたのです。
しかし、警察官、検察官らが、仲人さんへの謝礼やお中元、お歳暮を銀行振込で、しかも「姓」だけで行っているとは、衝撃でした。
2. 警察と共謀による明確な故意
被告人のニュース制作会社は、平成22年6月14日 逮捕前の午前10時すぎ頃、千葉市美浜区の告訴人の自宅前で、ニュース制作会社の関係者と思える男性二人のテレビクルーにより、逮捕前映像を警察官と一体になってビデオ撮影した。
カメラの1台は、玄関前で告訴人を待つ警察車両の上にカメラを据え、運転席の警察官がドアの外にでて制止するのではなく補助するように撮影した。
警察官と癒着した上での違法撮影であり、共同製作であります。

被告訴人のニュース制作会社が製作したニュースがテレビ放映されたのは、告訴人が世田谷署で逮捕された11時半過ぎのお昼前後です。

放送された虚偽の報道の事実については、前記「虚偽の逮捕情報」のとおりです。

「虚偽の逮捕情報」の一番大きな点は、公共の電波を使い、告訴人には何ら犯罪にならないことを、視聴者には犯罪のように報道し、警察の逮捕が正当であるかのように虚偽報道をしていることです。

そして、このニュース記事が、不法な方法で警察官より情報入手したことは間違いなく、お昼のニュースに間に合うように用意周到に計画された犯行であります。

お昼のニュースというのは裁判官や弁護士なども昼食時に見る機会も多いので、計算された犯行です。

そして警察はこのニュース放映のあとに、新聞社などに逮捕情報を発表しており、警察とニュース制作会社及びテレビ局は共謀して捜査の警察官による逮捕・監禁を一心同体で正当化していると言えます。

非告訴告訴人の故意のある幫助行為について説明を加えます。

被告訴人のニュース制作会社にとって、入管法違反幫助事件は珍しい事件ではないので、報道記者として当然、正犯の成した不法就労に対する幫助罪の罪名および告訴人らの逮捕理由の法的根拠を調査、追求しているはずで

しかし、幫助罪が、不法就労助長罪ではなく刑法の幫助罪であることに驚きを感じたはずで

したがって特別なケースであるので法律上の調査をしたはずで

報道機関は、誤報を防ぐために、提供された情報の真偽を複数の情報源と照合して確認するなどしていま

す。また、報道の使命として裏付け調査を必ず行うので、

その刑法幫助罪の適用理由が、入管法の在留資格の取消し（第22条の4 4項）であれば、

警察発表内容が矛盾して虚偽であることは容易に見抜けたのは自明の理であります。

通常の裏付けは事実関係の裏付けであるが、この虚偽情報は罪刑法定主義によるので、報道記者としての自らの資質に加え、社内の法務部門や顧問弁護士などでの裏付けで真偽は十分判明したはずであり、また居酒屋で働かせていたとの虚偽記載は簡単に裏が取れることであり恣意的な情報操作の支援であると断言できる。

このことは、同じ警察情報を受けた一部の大手新聞社や雑誌社では、裏付け調査などで虚偽の情報操作だとして報道をしていないことでも証明される。

したがって、報道をした被告訴人は確信を持つての犯行であるといえる。

被告訴人は、日頃事件記事の提供などで警察と癒着関係にあるので、

警察の虚偽報道情報の疑問には目をつぶり、警察との密接な関係を維持するために、

自らの利益のために虚偽情報操作に協力した考えるのは自明の理です。

警察官と共謀し不法に入手した「虚偽情報」が事実及び罪刑法定主義に反する、真実でない犯罪的情報であるのに、報道の自由のもとに、報道記事として流布した者は、単なるプライバシー侵害や個人情報

の漏洩ではなく警察の不当な逮捕行為を正当化することに助長したことは明白であります。

報道の自由はありますが、事実及び罪刑法定主義に反する虚偽報道は、自由と民主主義、そして基本

的人権を踏みにじる行為ですので、明確に報道の自由には含まれないとされます。
事実、一部の大手新聞社は、記事として報道をしていません。又、多くの雑誌社も取材活動はしましたが、記事として報道をしておりません。

在留資格の付与は法務大臣の裁量であるにも関わらず、入管法の在留資格の取消し（第22条の4 4項）を逮捕理由とする、事実及び適用法誤りを見逃したのは過失との言い訳をするのであれば、放送法での報道は事実をまげないですることや日本新聞協会の倫理綱領で定める、正確で公正な記事と責任ある論評をして、公共的、文化的使命を果たすことであるを遵守し、必要な法令の調査を適切に行った上であれば、今回の過失は起こらないのであります。

放送法や日本新聞協会の新聞協会の倫理綱領を遵守しないのは、起こるべきして起きた当然の結果であり、飲酒運転による事故と同じく、報道に携わる者が、放送法や新聞協会の倫理綱領を遵守しないのは、結果が見えている故意であります。

前記「虚偽の逮捕情報」に報道記事らしくない矛盾があるのは、不法な警察官が帮助理由としてあげた理由は、不法就労の帮助理由として、告訴人には何ら罪にならない、入管法の在留資格取消の取消理由（第22条の4 4項）を、恣意的に、不法就労の帮助理由として、入管法（資格外活動による不法就労）違反の帮助犯罪とするための逮捕理由をすり替えたこと。そして居酒屋で働かせたとして不法就労助長罪（73条の2）の行為をも行ったとする2つの虚偽情報を記事にしたから無理があるのです。これは逮捕を正当化させようとして虚偽の犯罪事由をてんこ盛りにするから、こういう偽装記事になるのです。このことでも、この報道が恣意的でもある証左とも言えます。

ここで言う刑法の帮助罪とは、告訴人は何ら犯罪行為をしていないにもかかわらず、警察がなす虚偽情報による犯罪のでっち上げ行為を励まし、警察のする虚偽告訴そして逮捕、監禁をマスコミの力で正当化して犯意を強化するなどして、心理的に実行行為を促進した（精神的帮助）ものですので帮助罪として告訴します。

事実及び罪刑法定主義に反した、虚偽の告訴で職権の濫用をしている、被告訴人である警察官の行為を、放送法での報道は事実をまげないですることや新聞協会の倫理綱領での正確で公正な記事と責任ある論評をして、公共的、文化的使命を果たすことであるに違反してまでも、あたかも正当で、告訴人らが犯罪を成したかのように、公共の電波や公共の新聞などで、国民に逮捕（虚偽告訴）が正当であるかのように報道することは、心理的に実行行為を促進した場合（精神的帮助）となり、立派な帮助であります。

事実、この報道により、国民をはじめ、別途告訴のとおり、この事件に関与した、東京簡易裁判所、東京地方裁判所、東京高等裁判所の多くの裁判官、そして公判の検察官や告訴人の弁護士さえ逮捕の正当化を信じてしまい裁判官、検察官、弁護士のありえない犯罪を招いていることから証左出来ます。

告訴人は、未だに、多くの者より3年間で1億円を稼いだとのニュース記事を言われます。そして、テレビ、新聞の記事などを理由に、多くの者より、告訴人は入管法違反帮助事件の犯罪人だと陰で言われています。

3. 未必の故意

在留資格の付与条件、入管法の在留資格取消（22条の4）や不法就労助長罪（73条の2）の存在を知らなかった、失念していたので、単なる過失だと言い訳するのであれば、不法就労に関わる入管法事件を扱うニュース制作会社、テレビ局、新聞社として、放送法 第四条、日本新聞協会の倫理綱領を順守せず、情報を鵜呑みにして、入管法の趣旨、関連条項の創設、改定趣旨やその内容などの法令調査を怠らって、職務を行うことは、公共の電波や新聞を使った情報の流布により、取り返しがつかない人権侵害をおこし、被害者を社会のどん底に引きずり落とす悲惨な結果になることは、職務の性格上、充分認識していたとされるので、「未必の故意」といえます。

また、入管法違反事件を報道するニュース制作会社、テレビ局、新聞社が、入管法を知らなかったと言うのであれば、法治国家としての体をなしていないので、許されることはありません。

真実を報道する義務のあるテレビや新聞媒体が、警察の情報を鵜呑みにして、調査を怠ったとか、放送法 第四条、日本新聞協会の倫理綱領を守らなかったとして平然とするのでは、国民は安心して情報を信ずることができず平穏な生活ができません。

放送法 第四条、日本新聞協会の倫理綱領に反し法令等の調査を怠り、警察の情報を鵜呑みにして情報を流布することは、未必の故意であり、正犯のなす犯罪行為を放送法 第四条、日本新聞協会の倫理綱領等で培った公共の電波や新聞の信用を利用して正当化するもので、一般国民や裁判官に予断を持たせて、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を促進し幫助したものです。

事実、告訴人は、未だに言われます。「新聞やテレビが虚偽報道をするはずがない」「告訴人の言い訳だ」。事実、裁判官の全てが、「新聞やテレビが虚偽報道をするはずがない」との予断で、正犯のなす犯罪を「適法」として認めてしまったのです。

4. 入管法違反事件は日常的な事件で、この事件は報道の専門家の幫助犯罪です。

告訴人が収監された警察の留置所は、不法就労者で溢れかえっていました。不法滞在10年以上も珍しくなく、もちろん不法就労をしての逮捕ですが、雇用者が不法就労助長罪で処分されませんので、いずれも入管送りで退所していきました。(不法滞在者は、刑事処分をしなくても国外退去させられるので、刑事処分はしません。刑事処分をするのは正規の滞在資格で不法就労をした者です)

余談ですが、日々新聞をよんでいれば仕事から下記の記事を目にしたとおもいます。

大阪の中国人女子留学生がホステスとして働いていて、資格外活動の不法就労で逮捕され、「在留資格取消」に該当するので国外退去の行政処分になりましたが、この留学生は珍しく裁判をしました。

裁判の結果、処分取消になり勝訴しています。
留学ビザで風俗で働いてはいけないと決めているのは本則でなく省令だからです。
それに学業成績もよく学業に支障をきたすという理由もはねつけられています。

在留資格の付与条件は法律で規定されておらず非公開で法務大臣の裁量であり在留資格を容易にしたとも言えず、虚偽の書類提出は国外退去の行政処分であることも知っており、正犯を逮捕理由とした、犯罪事実が「在留資格取消」の幫助理由であることは100も承知しており、入管法事件を扱う正犯の職権濫用の犯意は 明らかな故意(認識有る過失) です。

取調べの際、不起訴で釈放されると思った司法警察官(賀来)は、こう言ったのです。
これからは、入管法でわからなければ、警察に聞いてくださいよ。
私でわからないところは、専門の人がいるので聞いて教えますよ。
このことから警察は入管法に熟知しており計算された明らかな故意です。

捜査指揮をした若い検察官徳永は、取調べの際、告訴人が、罪刑法定主義では何の罪にもならないと言うと、「私は偉いのです。誰があなたのことを信じますか、誰もあなたの言うことを信じませんよ」
「私は偉いのです。認めれば罰金、認めなければ懲役刑にでも出来るのです」
「私は偉いのです。多くの中国人は不起訴または少額罰金で入管送りになります。貴方も認めれば罰金刑にします」と言ったのです。誰も信じなかったのは確かですが、このことから計算された故意です。この警察官や検察官の犯意も、仕事柄、充分認識していたと思います。

さらに、逮捕され(平成22年6月14日)後、起訴される月の平成22年7月1日より施行された、入管法改正では、「在留資格取消」に、他の外国人に対し嘘偽の書類の提出を幫助したりした外国人は、国外退去とする条項が追加され施行されたことでもわかるように、入管法の嘘偽の書類提出の幫助が刑事処分の対象でないことは明白であり、入管法事件を扱う報道関係者の犯意は 故意(認識有る過失) であると言えるのです。

通常とは違う入管法違反幫助事件だからニュースにしたはずですが、であれば何が違うのか？疑問に思うはずですが、確認を手抜きしたのですね。それとも？チョウチン記事が目的ですね。

6月16日(水)17日(木)告訴人が護送車で検察庁、裁判所に行く際、月島警察署の裏門にはあふれんばかりのマスコミ関係者でいっぱいでした。門を出て護送車が動き出すと、護送車の刑務官から伏せるように指示がありました。

また18日(金)は、同室の者が検察庁に護送車で行く際には、マスコミ関係者で溢れ返っていたと言います。収容者の収容理由からすると、告訴人しかいないと言われました。

その後、告訴人にはフリーライターより接触があったが、雑誌社が記事にしなかったのは、時間的余裕があったので裏付けや法律の調査を行い、その結果、告訴人は無罪と断定したからのようです。

しかしこの報道関係者らが、この犯罪を見破れないというのであれば、未必の故意で、ただただ入管法「在留資格取消」を確認しなかったのが原因です。

被告告訴人は、警察官、検察官、裁判官は必ず適用法調査をして逮捕するので、適用法に間違いがないとして、事件を安易に考え時間をかけずに、金儲け第一で効率的に報道をしたものです。

5. 放送法により、放送に携わる者の職責を厳しく明らかにすることです。

放送法 第1章 総則

《第1条》

この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。

二

放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

三

放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

第3章 日本放送協会

《第15条》《目的》

協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

《第16条》《法人格》

協会は、前条の目的を達成するためにこの法律の規定に基づき設立される法人とする。

NHKは、全国にあまねく放送を普及させ、豊かで良い番組による放送を行うことなどを目的として、放送法の規定により設立された法人です。

いわゆる特殊法人とされていますが、NHK の行っている「公共放送」という仕事は、政府の仕事を代行しているわけではありません。「国営放送」でも、「半官半民」でもありません。

放送法は、NHK がその使命を他者、特に政府からの干渉を受けることなく自主的に達成できるよう、基本事項を定めています。その大きな特徴は、NHK の仕事と仕組みについて、NHK の自主性がきわめて大に保障されていることです。

NHK が自主性を保っていくためには、財政の自立を必要としますが、それを実現しているのが受信料制度です。

NHK の運営財源は、すべての視聴者のみなさまに公平に負担していただくように放送法で定められています。

政府のほか、財界などいかなる団体の出資も受けていません。（政府から支出されているのは、政見放送の実費や国際放送の一部の実施経費のみです）

受信料制度によって財政面での自主性が保障されているからこそ、NHK は、視聴者のみなさまの要望に応えることを最大の指針として放送を行うことができます。

NHK ホームページ

<http://www.nhk.or.jp/info/about/intro/broadcast-law.html> より

放送法では、「放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」としています。よつて刑事責任を厳しく明らかにすべきです。

NHK もニュース製作会社から民放と同じニュース番組を購入し、放送することで正犯の犯罪を助長していたとすれば、放送法趣旨と大きくことなりNHK の存在意義を失ったといえ、その責任は重大であります。

IV. 被告訴人の虚偽情報の流布

I. 逮捕前の捜査情報の漏えい

逮捕日は平成 22 年 6 月 14 日（月曜）ですが、本来の逮捕日は平成 22 年 6 月 12 日（土曜）だったのです。

平成 22 年 6 月 9 日（水曜）ごろ、警察よりレフコ社（東京都千代田区）に電話があり、土曜日に押収したパソコンを返却のため事務所に伺うというので、平成 22 年 6 月 12 日（土曜）は事務所撤去で、受け入れできないというので、しばらくして電話があり平成 22 年 6 月 14 日（月曜）になったのです。

平成 22 年 6 月 14 日、朝 9 時半過ぎだと思いますが、警視庁警視庁組織犯罪課および世田谷署の警察官（賀来）を始めとする合同捜査チームが告訴人の自宅（千葉県美浜区）に、家宅捜査で押収したパソコンおよび書類の返却に来ました。

返却確認が終わると、2、3 日世田谷署に来て欲しいと言われ、2、3 日分の下着などを持参するように言われたので、家内にその旨を連絡し、玄関を出ると、

2 人のテレビクルーが待ち構えており、一人は警察にワゴン車によりかかり警察官が補助する形で告訴人を撮影し、一人は警察官が見守る中を、告訴人をワゴン車の前から、そして後ろに回り込み告訴人を撮影しました。

そして、世田谷書に到着して、取調室に入ると、中国人4人がした資格外活動を幫助した疑いで逮捕されました。11時半頃だと思います。そして、腰紐と手錠をされました。

この後すぐ、お昼のニュースで、朝方の逮捕前映像が在東京のNHKを初め民法テレビ局から、すべて同じ映像、記事内容で流れたと平成23年6月24日保釈後、知人より聞いております。

テレビのチャンネルを忙しく回すと、どの局も同じ内容、映像を放送していたと言います。
(逮捕当日の弁護士接見で速報は聞いていた)

3年間で1億円以上を稼いでいたと言う記事は、未だに会う人に言われますが、全く虚偽で、警察の取調べや公判でも出て来ません。

一生言われるのだと思います。告訴人の説明は、自分勝手な言い訳としか受け止めてくれません。なぜなら報道が虚偽報道をするはずはないし、もしそんなことをすれば処罰されるのに処罰されないのは、告訴人の言い訳だと陰で言うのです。

2. 記事の内容は概ね以下のようです。

「中国人留学生らに長期滞在できるビザを取らさるため、ウソの雇用契約書などを東京入管に提出したとして、警視庁はブローカーの男2人を逮捕しました。
入管難民法違反の疑いで逮捕されたのは、東京・千代田区のコンピューターソフト開発会社社長、長野恭博容疑者（60）千葉県美浜区高[...]ら2人です。

2人は中国人留学生に長期の在留ビザを取得させるため、長野容疑者の会社に勤めているというウソの雇用契約書を東京入管に提出し、資格外活動をほう助した疑いが持たれています。

2人は中国人留学生らに専門職につくためのビザで入国させては、本来従事させてはいけない居酒屋などの単純労働をさせていて、不法に就労ビザを取得させ、およそ3年間に手数料などの名目で約60人から計約1億円を受け取っていたという。

調べに対し、長野容疑者らは「金のためだった」と容疑を認めているとのこと。

レフコ社は、昭和58年10月設立、資本金16,492万円、従業員約5名、年商約1億円。

3. 虚偽の逮捕情報

この記事の情報操作、明らかに下記はウソである

犯罪にならないことを、犯罪にでっち上げています。

入管に申請書を提出したのは、彼らが在学中の12月であり卒業していない。
ビザで入国させては・・・は、入国させていない。彼らは既に学生ビザで在日中であつた。

ウソの雇用契約書を東京入管に提出し、資格外活動をほう助した疑いが持たれています。

この段階で、既に入管法を無視した「ウソの雇用契約書」を使って、犯罪をでっちあげている。
これが、今回の犯罪の核心を成す、
入管法の在留資格の取消し（第22条の4 4項）のすり替え部分です。

警察の職権濫用も酷いが、報道も真実の報道どころか、犯罪をでっち上げている。

仮に虚偽の雇用契約書を正犯４人が東京入管に提出したとしても、不法就労とはなんら関係がない「在留資格取消」と「不法就労」を関係づけて虚偽です。

もし、報道するのであれば、「在留資格取消」を報道しなくてはならないが、正犯４人は在留資格取消を受けていないので虚偽になる。

告訴人はなんら犯罪者にならないが、あたかも犯罪者のように虚偽報道しているのです。

３年間で６０人　１億円を荒稼ぎしては、３年間、１億円は根拠がない。

（過去は、役員報酬として告訴人が年収３０００万円、家内が年収３００万円を受けていた）

６０人は延べ在留許可取得数であろうが、内３０～４０人は、南天協創、シンクスカイ（南天協創より分離）との協定で両社が設立してすぐだった為、直接、中国より技術者を招聘できないので、レフコ社が依頼を受けて、南天協創、シンクスカイが指示する、主として中国の南天集団の技術者を招聘し、両者へ請負い派遣したものです。

正当な商取引を犯罪としてでっち上げる全く悪質な、虚偽情報の流布で犯罪者像をでっちあげて悪人イメージを植え付けている。

入管の招聘会社資格として、１期分の決算書を添付しなければ申請できないからです。

（南天協創は、１年間の決算書ができると、直接、中国から技術者を招聘している）

「金のためだった」と容疑を認めていると、虚偽の断定をしている。

警察は逮捕初日から「金のためだった」の供述を強要する。

しかし、会計事務所の調査でそうでないことが立証されているが、でっち上げている。

又、容疑を認めているとでっち上げている。

本来従事させてはいけない居酒屋などの単純労働をさせていて・・・・・・は、

居酒屋などで単純労働などさせていないことは、

５月に逮捕された、正犯４人が既に供述しているし、捜査の警察官も働かせていないとしている。

管理下にも置いていないことは、供述調書に供述しているので、虚偽です。

家宅捜査そしてそれ以降も警察は一貫して、告訴人が「不法就労助長罪」の行為をしたなど言っていないし、「不法就労助長罪」の行為ではないと明確に認めている。国民向けの偽装工作です。

４．虚偽情報流布の目的および影響

国民には、不法就労助長罪（７３条２）での逮捕を印象付けている。

これが、この虚偽情報操作の目的なのです。

また、こうしなければ、中国人４人は逮捕出来なかったのです。

仮に逮捕しても、起訴は絶対に１００％出来ません！

働く資格のない外国人を雇用した事業者を逮捕することには警察が反対したはずです。

仮に、雇用者を逮捕せずに、起訴すれば、同じ法務省の入管当局から、法の下での平等がないので恣意的であり国際法に反するのでやめてくれ！と反対されたはずです。

では、どうすれば、「憎き中国人」を正式に懲役刑にできるのでしょうか？
不法就労助長罪で雇用者を逮捕せずに、不法就労者を懲役刑にできるのでしょうか？
中国人4人を起訴して懲役刑にするために、何も犯罪行為をしていない告訴人らを、内容虚偽の罪名で逮捕するために、この虚偽情報操作をしたのです！
このニュースを見た者へは、本来従事させてはいけない居酒屋などの単純労働をさせていて、不法に就労ビザを取得させ、・・・・・・・・・・
当然「不法就労助長罪」に該当する犯罪をしたと思うでしょう
大手の新聞社や雑誌社は裏付け調査で虚偽と見抜いています
おまけに、ウソの雇用契約書を東京入管に提出し、資格外活動をほう助した疑いが持たれています。は、不法就労とは関係ありません、
また、それを、罪にすることは出来ません。（日本人を国外追放出来ません）こんなことは、国民には、どうでもいいのです。
すでに、警察は「不法就労助長罪」ではないことは、告訴人に明言していますが、一般の国民が、不法就労助長罪という法律にそった、合法的な逮捕と錯覚してくれば良いのです。
しかし、法律的には、入管法の不法就労に対する因果関係として、「虚偽の雇用契約書を作成し付与した」として、「在留資格取消」理由をあげているが、罪に出来ない理由を犯罪行為としたのです。
大手の一部新聞社や雑誌社は裏付け調査で罪にならないと見抜いています
それで、働く資格のない外国人を雇用した事業者、つまり不法就労助長罪で処罰する代わりに、不法就労を幫助した者をでっち上げたのです。
そうすれば、中国人の4人の不法就労者を処罰する、と同時に、不法就労を助長した者を処罰したことで、入管行政や国際社会からは、公平な処罰で、恣意はないと認められるのです。
それで、告訴人と金軍学が共謀したとして、正犯4人は、彼等から内容虚偽の雇用契約書を作ってもらい、入管に提出して、在留資格を得た。
本来は在留資格取消で、その幫助をした者は、処分は出来ないのであるが、誰もが気がつかないように、不法就労罪の幫助理由とし、堂々と、入管法（資格外の不法就労）違反の幫助としたのです正に、味噌糞を一緒にした、内容虚偽の罪名です。勿論、犯罪です。
入管難民法違反の疑いで逮捕されたのは、東京・千代田区のコンピューターソフト開発会社社長、長野恭博容疑者（60）ら2人です。
長野恭博容疑者（60）ら2人です。この意味するところは、非常に大きな影響を与えています。つまり、首謀者が、告訴人で、従が、名前のでない、「ジン（金軍学）」です。この段階で、この取調べ、判決は決まったようなものです。
事実、そのように展開しました。
ジン（金軍学）の逮捕前に、警察は彼の経営する中華料理店で、彼がビザ（在留資格）の斡旋（ブローカ

一) 業をしている会話を聞いています。しかし、当事件で、何ら問題にしています。
常識的には、このことは重要なことです。
首謀者はジン（金軍学）では、困るのです。彼は、レフコの元社員で事業者ではないので、不法就労助長罪の代役は務まらないのです。
レフコ株式公開準備中ですので、同社は、昭和 58 年 10 月設立、資本金 16,492 万円、従業員約 5 名、年商約 1 億円。・・・これが欲しかったのです。
これだと、内外にむけて、「不法就労助長罪」の代替会社になるのです。
又、ジン（金軍学）の中華料理店は、ライフサービスより譲り受けたものですが、従業員が数人いるとのことですので、ジン（金軍学より、少なくとも 1000 万円以上の開業資金が掛かったと聞くが、中国人より受けた報酬が資金源になっていたと常識的に考えられるのに、何ら問題にしています。常識的には、このことは重要なことですが、
この事件では、中国人 4 人の生贄としては告訴人を首謀者にすることが絶対に必要だったのです。
最初から、告訴人を首謀者扱いにしたのです。犯行を否認する告訴人を無理やり、犯罪人にするため理屈を押し付けていますが恣意的（故意がある）です。
これは、公判になるともっとひどくなります。
警察は、レフコ社の会計事務所をヒアリングし、レフコ社の経営状況を担当より聞いたり、帳簿等を押収しています。取引先の日本コカコーラや AIT にも事情聴取に行っています。
結果、告訴人には、レフコとして実態があるのはわかったのですが無視します。
レフコがカネに困って犯行に及んだ疑いは晴れた。といいましたが、判決は、カネ目当てになっています。恣意的（故意がある）に首謀者として、犯罪人にしています。日本の裁判制度を揺るがす犯罪です。
なんら犯罪にならないことを、私法で故意論をでっち上げ、そして、不法就労助長罪の事業者に代役にさせられるのです。
代役がでっち上げられたので、正犯 4 人は、見事、不法就労罪で犯罪人になったのです。
普通は、警察とマスコミによって犯罪者にされた者は泣き寝入りをします。普通は事実関係ででっちあげられるのですが、この事件は、どんなにでっちあげても、法律で違反にならないことをでっちあげているので、これまでのケースとは違います。
ですから告訴人は、最後まで、認めていません。警察も検察もあせりました。
警察は、一般論で認めろと！ヒステリックになります。検察は、私は偉いのです！、認めれば罰金、認めなければ懲役刑！といってヒステリックになります。
罪刑法定主義では、何の犯罪にもならないので、何とか早く罰金刑で鉾を収めようとしますが 告訴人が、認めないので、根負けした検察官（徳永）は、えーい、刑務所に送ったと喚くのです。
こうなると、警察、検察の描いた犯罪が狂ってきます。裁判官や弁護士まで、テレビや新聞の報道で洗脳されてしまっていたからです。
だから、法律の専門家まで、虚偽情報を信じてしまい、法律を無視して犯罪をおかしてしまったのです！

ですから、この事件では、警察と癒着して安易に、虚偽の報道をした、ニュース製作会社、テレビ局、新聞社の責任は極めて大きいのです。何の反省もしていません。
こんなことをしていたら今に日本の裁判官などは全て逮捕されてしまいます。

不思議ですね、告訴人は、幫助罪ですから
何しろ、恫喝され、脅迫されて、自白させられましたからね・・・・・・・・・・
自白しないと、事実関係をでっちあげます。
世間の感心は、罪刑法定主義でなく、事実関係に向きます！！

5. ニュースリソースは、警察官と共謀しての情報の不法取得であり、共同製作です。

ビデオ撮影は、千葉市美浜区高浜6-18-9の告訴人の自宅前で、時間は、逮捕当日の10時から10時30分ごろです。逮捕は世田谷署で11時30分頃です。
テレビのニュースは、各社とも12時前後のお昼のニュースです。

したがって、逮捕前の情報がなければ、告訴人の自宅へくることもできず、
逮捕前の映像を不法に撮影することも出来ませんし、ニュース記事はかけません。

警察と一体になっての違法撮影でも、
ビデオ撮影後のニュース映像を、逮捕後すぐに放映することは不可能です。

明らかに警察官らが、ニュース製作会社、テレビ局に、不法に虚偽情報を流し、
そして警察の協力のもとに制作されています。

6. 報道の関連

このニュースは多くの国民に予断を与え逮捕の正当性を抱かせたのです。
このニュースが、裁判官らに予断を与えたのは、
すべての裁判官らが結果として法律違反の犯罪行為をしていることから容易に推測できます。
また弁護人にも予断を与えたことも、関わった全ての弁護士も犯罪をしていることから明らかです。従って、実行行為を促進したことは明白なのです。

告訴人は、未だに、3年間で1億円を稼いだとのニュース記事を言われます。

6月16日（水）17日（木）告訴人が護送車で検察庁、裁判所に行く際、
月島警察署の裏門にはあふれんばかりのマスコミ関係者でいっぱいでした。
門を出て護送車が動き出すと、護送車の刑務官から伏せるように指示がありました。

また18日（金）は、同室の者が検察庁に護送車で行く際には、マスコミ関係者で溢れ返っていたと言います。収容者の収容理由からすると、告訴人しかいないと言われました。

その後、告訴人にはフリーライターより接触があったが、雑誌社が記事にしなかったのは、時間的余裕があったので裏付けや法律の調査を行い、その結果、告訴人は冤罪と断定したからのようです。それで感心は、冤罪事件としての報道であったが告訴人は、
この時点での申し出は家内や息子の反対もあり断った。

V. 読売新聞等は反省がありません。

いままでにもネット上のニュース記事では、私と同様の被害記事を見かけましたが、最近の新聞（読

売新聞等 2015 年 2 月 20 日付朝刊で) によりますと、フィリピン大使館の外交官や職員が被害にあっています。

私の場合と全く同様だったんで驚きました。私の判決を判例としているのですが、非常に危険な司法状態であることを認識したのです。

記事の内容は、大使館職員（運転手）が、家事使用人としてフィリッピン人を雇用すると、偽って、雇用予定のフィリッピン人に内容虚偽の雇用契約書を渡して、雇用予定のフィリッピン人が入管に申請し、「特定活動」の在留資格を取得したが、家事使用人として働かずに、都内の造園会社で働いたとして、3 人を入管法違反（資格外活動）の罪で、又、大使館職員（運転手）を入管法違反（資格外活動）の刑法「幫助罪」で 2014 年 6 月に逮捕、起訴した。裁判では執行猶予付きの懲役刑となり、強制送還された。

さらに有罪判決を受けたうち 2 人の話を元に、運転手とは別に、外交官と大使館職員男女 3 人の名義で結ばれた雇用契約書などの書類をもとに在留資格を得ていたことを確認したとして、神奈川県警は、警察庁、検察庁、外務省と協議し、契約の経緯や勤務実態などについて、この 4 人から説明を受ける必要があるとして、外務省を通じて大使館に面会を申し入れたが、帰国したと回答があったので、不法就労を手助けした可能性がより濃いと判断して、申し入れ直後に帰国した外交官ら 3 人について、今月 6 日入管法違反幫助容疑で書類送検した。

読売新聞以外では、朝日新聞、毎日新聞の WEB 版で同じ内容の記事を確認しております。テレビニュースでは確認できませんでした。

読売新聞、毎日新聞にはすぐに、また朝日新聞には別件で、記事の誤りを指摘して訂正を求めましたが何の連絡もありません。

公共の新聞で、外交官や大使館職員まで、何の罪もないのに犯罪人にするとは、日本人として許せません。断罪をもって処さねば改まらないと思います。

第3章. 注釈的説明

1. 放送法

（放送番組編集の自由）

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

（国内放送等の放送番組の編集等）

第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）

の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

一 公安及び善良な風俗を害しないこと。

二 政治的に公平であること。

三 報道は事実をまげないですること。

四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

第九条 放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から三箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、

その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。
2 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。
3 前二項の規定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。
2. 日本新聞協会の倫理綱領
21世紀を迎え、日本新聞協会の加盟社はあらためて新聞の使命を認識し、豊かで平和な未来のために力を尽くすことを誓い、新しい倫理綱領を定める。国民の「知る権利」は民主主義社会をささえる普遍の原理です。
この権利は、言論・表現の自由のもと、高い倫理意識を備え、あらゆる権力から独立したメディアが存在して初めて保障される。新聞はそれにもっともふさわしい担い手であり続けたい。
おびただしい量の情報が飛びかう社会では、なにが真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断が強く求められている。
新聞の責務は、正確で公正な記事と責任ある論評によってこうした要望にこたえ、公共的、文化的使命を果たすことです。
編集、制作、広告、販売などすべての新聞人は、その責務をまっとうするため、また読者との信頼関係をゆるぎないものにするため、言論・表現の自由を守り抜くと同時に、自らを厳しく律し、品格を重んじなければならない。
自由と責任
表現の自由は人間の基本的権利であり、新聞は報道・論評の完全な自由を有する。それだけに行使にあたっては重い責任を自覚し、公共の利益を害することのないよう、十分に配慮しなければならない。
正確と公正
新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究です。報道は正確かつ公正でなければならず、記者個人の立場や信条に左右されてはならない。論評は世におもねらず、所信を貫くべきです。
独立と寛容
新聞は公正な言論のために独立を確保する。あらゆる勢力からの干渉を排するとともに、利用されないよう自戒しなければならない。他方、新聞は、自らと異なる意見であっても、正確・公正で責任ある言論には、すすんで紙面を提供する。
人権の尊重
新聞は人間の尊厳に最高の敬意を払い、個人の名誉を重んじプライバシーに配慮する。報道を誤ったときはすみやかに訂正し、正当な理由もなく相手の名誉を傷つけたと判断したときは、反論の機会を提供するなど、適切な措置を講じる。
品格と節度
公共的、文化的使命を果たすべき新聞は、いつでも、どこでも、だれもが、等しく読めるものでなけ

ればならない。記事、広告とも表現には品格を保つことが必要です。

また、販売にあたっては節度と良識をもって人びとと接すべきです。

新聞倫理綱領は昭和21年7月23日、日本新聞協会の創立に当たって制定されたもので、社会・メディア状況が激変するなか、旧綱領の基本精神を継承し、21世紀にふさわしいものとして、平成12年に現在の新聞倫理綱領が制定されました。

第4章 事件の補足説明

1. 事件の経緯

逮捕日は平成22年6月14日（月曜）ですが、本来の逮捕日は平成22年6月12日（土曜）だったのです。

平成22年6月9日（水曜）ごろ、警察よりレフコ社（東京都千代田区）に電話があり、土曜日に押収したパソコンを返却のため事務所に伺うというので、平成22年6月12日（土曜）は事務所撤去で、受け入れできないという、しばらくして電話があり平成22年6月14日（月曜）になったのです。

平成22年6月14日、朝9時半過ぎだと思いますが、警視庁警視庁組織犯罪課および世田谷署の警察官（賀来）を始めとする合同捜査チームが告訴人の自宅（千葉県美浜区）に、家宅捜査で押収したパソコンおよび書類の返却に来ました。

返却確認が終わると、2、3日世田谷署に来て欲しいと言われ、2、3日分の下着などを持参するように言われたので、家内にその旨を連絡し、玄関を出ると、

2人のテレビクルーが待ち構えており、一人は警察にワゴン車によりかかり警察官が補助する形で告訴人を撮影し、一人は警察官が見守る中を、告訴人をワゴン車の前から、そして後ろに回り込み告訴人を撮影しました。

そして、世田谷署に到着して、取調室に入ると、中国人4人がした資格外活動を幫助した疑いで逮捕されました。11時半頃だと思います。そして、腰紐と手錠をされました。

この後すぐ、お昼のニュースで、朝方の逮捕前映像が在東京のNHKを初め民法テレビ局から、すべて同じ映像、記事内容で流れたと平成23年6月24日保釈後、知人より聞いております。

テレビのチャンネルを忙しく回すと、どの局も同じ内容、映像を放送していたと言います。（逮捕当日の弁護士接見で速報は聞いていた）

3年間で1億円以上を稼いでいたと言う記事は、未だに会う人に言われますが、全く虚偽で、警察の取調べや公判でも出て来ません。一生言われるのだと思います。告訴人の説明は、自分勝手な言い訳としか受け止めてくれません。

なぜなら報道が虚偽報道をするはずはないし、もしそんなことをすれば処罰されるのに処罰されないのは、告訴人の言い訳だと陰で言うのです。

第5章 告訴人の被害

被告告訴人らの、日本国法を侮辱する、悪質な虚偽告訴及び職権濫用により、告訴人は、懲役1年半、罰金100万円の実刑を受けた。2010年6月14日に逮捕・監禁され、2011年6月24日に保釈を受け、2012年3月5日に収監され、2013年3月19日に満期出所をした。

そして、告訴人は、肉体的苦痛や精神的苦痛、社会的信用を失い、会社を自己破産させ、

そして逮捕、長期の拘留などにより、その結果として株式公開準備会社の破産、特許登録の機会消滅や持ち家の消失、会社の連帯保証債務の弁済などで、すべての信用、財産や収入などを失うことになったのです。

また妻子も同様の苦痛を受けたのです。

また告訴人が代表取締役であった株式会社レフコは、当事件を発端として自己破産となり165人以上を超える株主は経済的損失と精神的苦痛を受けたのです。日本社会に与える影響は大きいものであります。また関連して中国人民および中国政府や国際社会に与える影響は甚大であります。

告訴人は、この逮捕、監禁によって、逮捕された年の1月に母親を亡くしましたが、初盆も出来ず、収監により、3回忌も出来ませんでした。家内は、妹や姪、姪の亭主らより、連帯保証人（妹）として、どうしてくれると恫喝もされていました。告訴人は姪から今でも恫喝されています。妹は2003年8月ガンでなくなりました。姪は癌の因果関係は告訴人にあると言います。勿論、葬儀に行くことはありません。その後も、告訴人は、今も手紙などで姪から嫌がらせを受けています。

家宅捜査の噂は1、2日で取引先などに伝わり、逮捕の報道は友人などにも伝わり、唾をかけられるほどの仕打ちです。これは、告訴人が、清廉潔白を自負し理屈を言っていたしっぺ返しかもしれませんが、**テレビや新聞の報道の怖さを感じます。**

中国人もいなくなりました。告訴人に友好的な中国人は、私の話を聞いて、日本が怖くなったと言って中国に帰って行きました。

家宅捜査後、レフコ社がみずほ銀行と三菱UFJ銀行より借入れし、告訴人の自宅をみずほ銀行に根担保で差し入れ、そして告訴人、家内と妹が連帯保証して、さらに千葉県信用保証協会の保証を受けている借入れ分は、レフコ社を自己破産させても、派遣の仕事だけは継続して新会社に移管させ、収入を確保して代位弁済しようとして、急ぎ設立した、合同会社未来も、逮捕により、完全に無になりました。警察官（賀来）は、株式会社レフコを倒産に追いやっているにもかかわらず、合同会社未来の設立を知ると、株式会社レフコは偽装倒産だと言う始末でした。

告訴人は日本国憲法で保証されている、すべての財産権を剥奪されました。信用、今後の収入もなくし、まだ負債を背負っております。携帯電話関係の特許2件について特許登録の依頼していましたが、2年以上の特許審査が済、登録が認められましたが、東京拘置所に収監中でしたので、特許事務所も告訴人と連絡が取れず、結局、登録が消滅してしまい、巨額の特許権の販売もなくなりました。

妻子はテレビや新聞の報道により、又、妻は、容疑者として取調べを受け、精神的な苦痛を受けています。また経済的には前記した事情により大きな苦痛を受けております。

息子は結婚を延期して、被告人の裁判費用そして、告訴人が連帯保証をし、根抵当を入れていた自宅の任意競売を、借入れ資金で購入しており、多額の負債を抱えております。

株式会社レフコは、当事件を発端として自己破産となり、165人以上の株主も出資金等で経済的損失と株式公開の夢が潰れ精神的苦痛をうけたのです。後述しますが、やっとV字回復のチャンスを得たのですが、残念でなりません。

告訴人は、2013年3月19日に満期出所後、体調が優れませんが、検察官による自発的な再審請求（起訴取り下げ）があり、謝罪の上、財産権の復活をしてくれるのを待っておりましたが、犯罪人特有のずるさで、あくまでも逃げ通すつもりですので、国際社会の助言により司法関係者を「虚偽告訴罪」及び「特別公務員職権濫用罪」で告訴せざるを得ません。

この事件の深刻さは、罪刑法定主義違反という、あってはならない犯罪を、この事件に関わるすべての司法関係者が、職権の濫用という、あってはならない形式で、ごく普通に、あたり前のように犯していることです。
ネットを見て、告訴人にメールを送る国際社会の人々は、日本で、起こったこの事件を信じられないと言います。日本は、先進国家で法治国家だと、国際社会の人々は思い込んでいたのです。
第6章 其の他
I. 立証方法
1. 起訴状
2. 日本国憲法、出入国管理及び難民認定法並びに刑法等
3. 入管法改正にかかる国会議事録（本会議および委員会等） （法の創設および改正趣旨）
4. 東京地裁判決
5. 2010年6月14日 NHK、民放等のテレビ局 お昼のテレビニュース録画
6. 2010年6月15日 読売新聞等の朝刊記事 及び再逮捕記事など
II. 関係情報
起訴状 （平成22年東地庁外領第6487、6624 平成22年検第17461、17462、29215、29216） 東京地裁判決 平成23年4月26日宣告平成22年特（わ）第1655号 控訴趣意書 平成23年7月27日平成22年特（わ）第1655号 東京高裁判決 平成23年9月22日宣告平成23年（う）第1055号 上告趣意書（告訴人） 2011年11月29日平成23年（あ）第1756号 上告趣意書（弁護士） 平成23年12月6日平成23年（あ）第1756号 最高裁決定 平成24年1月23日平成23年（あ）第1756号 異議申立書（告訴人） 平成24年1月27日平成23年（あ）第1756号 異議申立書（弁護士） 平成24年1月25日平成23年（あ）第1756号 最高裁決定 平成24年2月2日平成24年（す）第38号、第45号
III. 添付書類
その他 必要な資料は、上記関係情報より取得してください
〒261-0003 千葉県美浜区高浜6-18-9

携帯電話 090-4824-7899